

第10章 公共料金

1. NHK放送受信料の減免

1. 対象者条件と減免範囲

次の条件に該当する場合には、NHK放送受信料の減免を受けることができます。

| 区分 | 対象 | 適用条件 |
|------|----------------|---|
| 全額免除 | 公的扶助受給者 | <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法に規定する扶助を受けている場合 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている場合 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合 |
| | 市町村民税非課税の身体障害者 | 身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合 |
| | 市町村民税非課税の知的障害者 | 療育手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合 |
| | 市町村民税非課税の精神障害者 | 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合 |
| | 社会福祉事業施設入所者 | 社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設に入所されている場合 |
| 半額免除 | 視覚・聴覚障害者 | 視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合 |
| | 重度の身体障害者 | 身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の方が、世帯主で受信契約者の場合 |
| | 重度の知的障害者 | 療育手帳をお持ちで、障害等級が重度（A）の方が、世帯主で受信契約者の場合 |
| | 重度の精神障害者 | 精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合 |
| | 重度の戦傷病者 | 戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主で受信契約者の場合 |

2. 申請手続き

①窓口での申請

- (1) 申請窓口 各総合支所市民サービス課 福祉係または市民福祉係
※免除の対象世帯であることの証明を受けて、NHKに書類を提出（郵送）する必要があります。
- (2) 必要な書類等
 - ・放送受信料免除申請書
 - ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳等

- ・印鑑
- ・NHKのお客様番号が分かるもの（領収書など）

②郵送による申請

(1) 免除申請書の記入

NHK ホームページ「受信料の窓口」から免除申請用紙と専用の返信用封筒をお取り寄せてください。

(2) 必要な書類等

（全額免除の場合）以下、すべての書類

- ・住民票（世帯全員用）
- ・市町村民税非課税証明書等（世帯全員分）
- ・障害者手帳の写しまたは手帳所持証明書

（半額免除の場合）以下、すべての書類

- ・住民票（世帯全員用など、世帯主がわかるもの）
- ・障害者手帳の写しまたは手帳所持証明書

免除申請書と各種証明書類を専用の返信用封筒にて、NHK へ郵送してください。

3. その他

障害者手帳をお持ちの方が転居した場合や、世帯主が変更になった場合など、前ページに掲載された表にあるNHK放送受信料免除の適用条件に該当しなくなる事由が生じた場合は、必ず下記問い合わせ先までご連絡ください。

【問合せ先】NHKふれあいセンター 電話 0570-077-077 F A X045-522-3044

受付時間 午前9時から午後6時（土曜・日曜・祝日も受付）

上記がつかない場合 電話 050-3786-5003

2. 郵便料金の割引

1. 対象者と割引内容

郵便料金については、次のような割引があります。

(1) 点字郵便物・特定録音物等郵便

身体障害者手帳をお持ちの方が、次のものを郵送する際に「無料」となります。

- ・点字のみを掲げたものを内容とする郵便物で、大きさは長さ60cm以内で3辺の合計が90cm以内、重量は3kg以内のもの
- ・盲人用の録音物または点字用紙を内容とする郵便物であり、日本郵便株式会社が指定する施設から差し出し、またはこれらの施設あてに差し出す場合で、大きさは長さ60cm以内で3辺の合計が90cm以内、重量は3kg以内のもの

※ただし、特殊取り扱いとする場合はその取り扱い料のみ有料です

(2) 点字ゆうパック

身体障害者手帳をお持ちの方が、次のものを郵送する際に以下の運賃で利用できます。

- ・点字のみを掲げたものを内容とするゆうパックで、大きさは3辺の合計が170cm以内、重量は30kg以下のもの

| | | | | | | | |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| サイズ（3辺計 cm） | 60 | 80 | 100 | 120 | 140 | 160 | 170 |
| 運賃額（円） | 100 | 210 | 320 | 420 | 520 | 630 | 730 |

(3) 聴覚障害者用ゆうパック

身体障害者手帳をお持ちの方が、次のものを郵送する際に以下の運賃で利用できます。

- ・聴覚障害者用のビデオテープその他の録音物を内容とするゆうパックで、大きさは3辺の合計が170cm以内、重量は30kg以内のもので、聴覚障害者の福祉を増進することを目的とする施設（日本郵便株式会社が指定した施設に限る）との間で、ビデオテープその他の録音物の貸出しまたは返却のために発受するもの

| | | | | | | | |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| サイズ（3辺計 cm） | 60 | 80 | 100 | 120 | 140 | 160 | 170 |
| 運賃額（円） | 100 | 210 | 320 | 420 | 520 | 630 | 730 |

(4) 心身障害者用ゆうメール

重度の身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方が、次のものを郵送する際に以下の運賃で利用できます。

- ・図書館と障害者との間で図書の閲覧のために発注するゆうメールで、大きさは3辺の合計が170cm以内、重量は3kg以内のもの

※図書館は、図書館法第2条第1項に規定する図書館で、このサービスを利用する前に届出が必要です。

| | | | | | | |
|--------|---------|---------|---------|--------|--------|-------|
| 重量 | 150g まで | 250g まで | 500g まで | 1kg まで | 2kg まで | 2kg 超 |
| 運賃額（円） | 92 | 110 | 150 | 180 | 230 | 310 |

【問合せ先】各郵便局

3. 青い鳥郵便葉書の配布

重度の障害のある方に、通常郵便葉書（無地、インクジェット紙、くぼみ入りのいずれか）、もしくは通常郵便葉書胡蝶蘭（無地、インクジェット紙のいずれか）のいずれか1種類、お一人につき20枚を無料で配布します。

1. 対象者

- (1) 重度の身体障害のある方（1級または2級の方）
- (2) 重度の知的障害のある方（療育手帳に「A」または「1度」「2度」の表記がある方）

2. 受付期間・受付場所

- (1) 受付期間 毎年4月1日から5月31日まで
※受付期間は変更になる場合があります。
- (2) 受付場所 各郵便局

【問合せ先】各郵便局

4. NTT電話番号案内

1. ふれあい案内（無料番号案内）

電話帳の利用が困難な障害のある方が、事前に登録を行うことで、NTTの電話番号案内が無料になります。

- (1) 身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障害のある方
 - ・視覚障害 1級から6級
 - ・肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）
1級または2級
 - ・聴覚障害 2級から4級・6級
 - ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 3級または4級
- (2) 戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障害のある方
 - ・視覚障害 特別項症から第6項症
 - ・肢体不自由（上肢）特別項症から第2項症
 - ・聴覚障害 第2項症・第4項症
 - ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 第1項症から第2項症・第4項症
- (3) 療育手帳をお持ちの方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【申し込み・問合せ先】フリーダイヤル 電話 0120-104174（全国共通）
FAX 0120-104134（全国共通）

受付時間 午前9時から午後5時（土曜、日曜、祝日及び年末年始12月29日から
1月3日までを除く）

※FAXによるお問合せ注意事項

- ・問い合わせ内容・お客様の名前・折り返しのファックス番号をお手持ちの用紙に記載して送信してください。
- ・申込書、障害者手帳等は送付いただいても受け付けられません。誤って送付した場合は破棄される場合があります。
- ・返信はファックスで行いますので、ファックスを受診できる方のみのお問い合わせとなります。
- ・送信してから、3営業日以上折り返しがない場合は通信機器のトラブルが考えられますので再度送信をお願いします。
- ・050から始まる電話番号、ならびに携帯電話、衛星電話、公衆電話からのファックス送付は受付しておりません。

2. NTTファクス104（FAXによる番号案内）

耳や言葉の不自由な方からの電話番号・ファクス番号の問い合わせをファクスで受け付けるサービスです。

【利用方法】

お手元の用紙（大きさや書き方は自由です）に、利用する方の名前、ファクス番号とお問い合わせ先の住所、名前、業種などを記入して、受付ファクス番号（フリーダイヤル）へファクスを送信すると、折り返し、ファクスで電話番号が案内されます。

※1回の問い合わせは、15件まで、電話帳登録のある方、もしくは事前に番号案内をお申し込みされた方の電話番号・ファクス番号を案内します。

| 区分 | | 料金 | |
|--------------------|------------|-------------|------------|
| 昼間・夜間（午前8時から午後11時） | 月に1案内の場合 | 66円(税込)／案内 | |
| | 月に2案内以上の場合 | 1案内分 | 66円(税込)／案内 |
| | | 1案内を超える部分 | 99円(税込)／案内 |
| 深夜・早朝（午後11時から午前8時） | | 165円(税込)／案内 | |

※電話番号をご案内した場合は、1案内ごとに番号案内料がかかります。

※お客様所有のファクス以外、お店(コンビニエンスストア等)でも利用できますが、以下の点に注意が必要です。

- 1 あらかじめ、お店の方に了解を得たうえでご利用下さい。
- 2 お店等の発信先(ファクス)電話番号に番号案内料及び消費税が課金されるので、番号案内料等をお店等の方へお支払い下さい。
- 3 ファクスによっては、発信専用のファクスがあり、お調べした番号の返信ができないことから「NTTファクス104」をご利用できない場合があります。

【受付ファクス番号】

フリーダイヤル FAX 0120-000104（受付時間）24時間 年中無休

【NTTファクス104に関する問合せ電話番号】

フリーダイヤル 電話 0120-104140（受付時間）24時間 年中無休

5. 携帯電話の割引

1. 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証、特定医療費（指定難病）受給者証のいずれかの交付を受けており、利用者として登録されている方が対象です。

携帯電話の基本使用料等が割引になりますが、サービスの内容については、各社によって異なりますので、詳しくは各携帯電話会社へお問い合わせ願います。

【申し込み・問合せ先】 各携帯電話取扱店

| | | |
|--------------|------------------|---------------|
| 【問合せ先】NTTドコモ | 電話 0120-800-000 | 携帯電話(局番なし)151 |
| au | 電話 0077-7-111 | 携帯電話(局番なし)157 |
| ソフトバンク | 電話 0800-919-0157 | 携帯電話(局番なし)157 |

